

報 道 発 表 資 料
平 成 23 年 9 月 8 日
国 土 交 通 省
水管理・国土保全局砂防部
気 象 庁

平成 23 年台風第 12 号に伴う土砂災害発生後の土砂災害警戒情報の 暫定基準の設定について（奈良県）

平成 23 年台風第 12 号に伴う豪雨により発生した大規模な土砂災害を考慮し、奈良県において土砂災害が発生しやすくなっている市村については、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成 23 年台風第 12 号に伴う豪雨により、奈良県において大規模な土砂災害が発生しており、この周辺の市村では、溪流や斜面に残った崩壊残土の流出等、今後のわずかな降雨による土砂災害が発生しやすくなっていることから、当分の間、奈良県砂防部局と奈良地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

対象地域：奈良県 暫定基準：通常基準の 5 割

暫定基準を設ける市村：十津川村、野迫川村、五條市南部、天川村、
川上村、黒滝村、東吉野村、御杖村

なお、引き続き降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

<本件に関する問い合わせ先>

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

03-5253-8111（内線 36151、36152）

気象庁予報部予報課気象防災推進室

03-3212-8341（内線 3125）